

CPE 認定研修の承認申請等にかかる要領

平成 20 年 3 月 28 日
平成 20 年 11 月 27 日改正
平成 21 年 11 月 27 日改正
平成 29 年 10 月 30 日改正
日本公認会計士協会
継続的専門研修制度協議会

日本公認会計士協会 CPE 認定研修の申請は、平成 20 年 4 月 1 日からこの要領によることとする。

1. CPE認定研修の承認申請方法及び申請期限について

CPE 認定研修の承認を希望する団体は、申請対象研修会が開催される前月の月初までに CPE 協議会が定める「CPE 認定研修承認申請書」（後掲 様式第 1 号）を日本公認会計士協会継続的専門研修制度協議会（以下「CPE制度協議会」という。）に提出するものとする。

ただし、CPE 認定研修の承認申請は、原則として、下記 5. の認定要件を満たす場合に限るものとし、申請件数は、1 団体・1 か月当たり 3 テーマ以内を目安として 1 事業年度を通じおおむね 36 テーマ程度とする。

なお、CPE 認定研修の申請、審査及び承認に係る費用は、当分の間無料とする。

2. 審査方法について

CPE制度協議会が審査する。

3. 審査結果の通知について

様式第 2 号又は第 3 号「CPE 認定研修の審査結果について（通知）」により審査結果を通知する。

なお、審査の結果承認された場合は、管理者（申請書の連絡先あて）に通知書、様式第 4 号「CPE 認定研修の開催に関する誓約書」、提出書類その 1・その 2 を送付する。（誓約事項は下記 5 ⑥のとおり）

主催者は、受理後速やかに「CPE 認定研修の開催に関する誓約書」を提出するものとし、さらに開催後においては CPE 制度協議会の定める「CPE 認定研修に関する記録等に関する事務要領」に基づいて提出書類その 1・その 2 を速やかに提出しなければならない。

4. 周知方法及び案内広告について

原則としてCPE認定研修の主催者が案内するものとする。

ただし、CPE認定研修の主催者は当該研修が認定されていることを殊更に広告して受講者を募集してはならない。また、研修が認定されていることをもって、当該主催団体があたかも協会によって評価、承認されているように誤認させる広告してはならない。

また、申請・承認前に「CPE認定研修承認申請中」または「CPE認定研修」である旨案内した場合は、一定期間、CPE認定研修の承認申請を受理しないこととする。

なお、日本公認会計士協会が発行するCPEレター及びCPEホームページに当該研修会の案内広告の掲載を希望する場合は、CPEレターの発行月の前月5日までにCPE協議会の定める「CPEレター及びCPEホームページへのCPE認定研修等案内広告の取扱要領」により申し込むものとする。

5. CPE認定研修の認定要件について

①主催者について

認定研修の実施主体は原則として非営利団体(注1)であることとし、営利団体が実施主体である場合や営利団体に利益をもたらす可能性がある場合には、原則として認定しない。

(注1)非営利団体とは、例えば以下のいずれかに該当するようなものをいう。

- ・ 学術研究、教育を主たる目的とするもの
- ・ 公益的な活動を主な目的とするもの
- ・ その他、直接、間接を問わず自己又は関係する他の団体が利益を得ることを主たる目的としないこと

②受講者について

公認会計士の受講者が20名以上の見込みであること。

認定研修の受講者数が20名未満であった場合(研修会の開催が中止された場合を含む。以下、同じ。)において、当該研修会主催者(申請者)から認定の申請があったときは、受講者数が20名未満であった研修会開催の日から最短で3か月間これを承認しない。

③研修内容について

認定研修の内容は、CPEカリキュラムに該当しかつ相当のレベルのものであるなど、認定を受けるに適当な内容のものでなければならない。

④受講料について

CPE認定研修の受講料は、1時間当たり3,000円を目安とする。

⑤講師について

CPE認定研修の講師は、公認会計士又は公認会計士に準ずると認められる専門的知識を有

する者とする。

⑥誓約事項について

承認された場合は、下記誓約事項を遵守しなければならない。誓約書の提出がない場合は、CPE認定研修の承認を取り消すこととする。

<誓約事項>

(本会会員への連絡等)

1 当該研修会を日本公認会計士協会会員（以下「会員」という。）に案内する場合は、当該研修会の開催案内に記載するなどして、次の事項について必ず連絡いたします。

一 履修単位

二 主催者が日本公認会計士協会継続的専門研修制度協議会（以下「CPE協議会」という。）に出席者の報告をするため、日本公認会計士協会の会員である出席者は、CPE制度における当該研修にかかる申告が不要である旨

(出席者の記録及び保存)

2 研修会終了後速やかにCPE協議会の定める方法により出席者の記録等を報告いたします。

3 上記2の出席者の記録等を、CPE協議会に提出した日の属するCPE制度の事業年度終了後3年間保存いたします。また、CPE協議会から請求があったときは、速やかに提出いたします。

(広告)

4 当該研修会が認定されていることを殊更に広告して受講者を募集したり、研修が認定されていることをもって、主催者があたかも日本公認会計士協会によって評価、承認されているように誤認させる広告はいたしません。

(参加料)

5 CPE協議会から参加料の優遇の申し入れがあった場合は、これを承諾します。

(秘密保持)

6 出席した会員のプライバシーの保護に十分配慮いたします。

以 上

以 上

<申請書送付先・本件問合せ先>

〒102-8264

東京都千代田区九段南4-4-1

日本公認会計士協会自主規制本部研修グループ

TEL:03-3515-1125 FAX:03-5226-3352 e-mail:kenshuu1@jicpa.or.jp